

## ごみ減量特集

# 気軽にできる 「ごみ減量への 取り組み」



生ごみから作成された堆肥を使って育てられた花々（ごみ対策課敷地内）

限りある資源を有効に活用し、持続的に発展が可能な循環型社会を形成するために、ごみ減量への取り組みが求められています。

ごみの減量が進めば、ごみの処分に係る費用の削減が見込まれるなどの効果も期待できます。

今回はごみ減量特集として、皆さんにご協力いただきたい2つの減量策を中心に、お知らせします。

ごみの減量を効果的に進めるために、皆さんのご協力をお願いします。詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

市では、ごみの減量を進めるために、次の7つの観点からユニット（組織）を結成し、減量に取り組んでいます。

- ①生ごみ減量・カラス被害防止ユニット＝生ごみの減量方策とカラス被害防止策の研究、落ち葉の腐葉土化実験など
- ②小型家電、鉄・非鉄類回収ユニット＝小型家電の回収方法の検討、鉄・非鉄類の実験回収の実施など
- ③路上ボックス不法投棄撲滅ユニット＝不法投棄の多い路上に設置しているグリーンボックス106カ所における説明会や排出案内の実施
- ④幼児・児童環境教育ユニット＝保育園、幼稚園、小学校、子ども会などにおける環境教育の実施
- ⑤自治会説明会ユニット＝21団体、23回の減量説明会を実施（清掃施設単位における説明会は除く）
- ⑥紙類減量ユニット＝雑紙の分別案内、集団回収普及方法の検討
- ⑦EPR(拡大生産者責任)ユニット＝ごみ減量に向けた事業者との連携

### 1 生ごみの減量にご協力をお願いします

本来、貴重な資源である食べ物が生ごみとして廃棄されています。まずは、生ごみを出さないように「買い過ぎない、作り過ぎない」「買った食品は使い切る」「工夫をして皮や葉なども使い切る」など、家庭でのご協力をお願いします。

また、生ごみの80%は水分と言われています。特に夏場は生ごみに含まれる水分も多くなっています。これらの水分は生ごみから発生する「悪臭」の原因にもなっており、特に腐敗しやすいこれからの季節はしっかり水を切ることで、ごみの減量はもちろん、悪臭を抑制することにもなります。

市では、「生ごみを捨てる前にひとしぼり、みんなでできるごみ減量」という標語を定め、7月～9月を『生ごみ水切り強化月間』として協力をお願いします。

- ①濡れていない生ごみは、できるだけ乾いたまま捨ててください
- ②濡れてしまった生ごみは、しっかり水気を切り不要な紙類の上などに載せて、

一晩乾かしてから翌朝包んで捨ててください。紙類などで包むとカラスから見えなくなり、荒らされない効果も期待できます

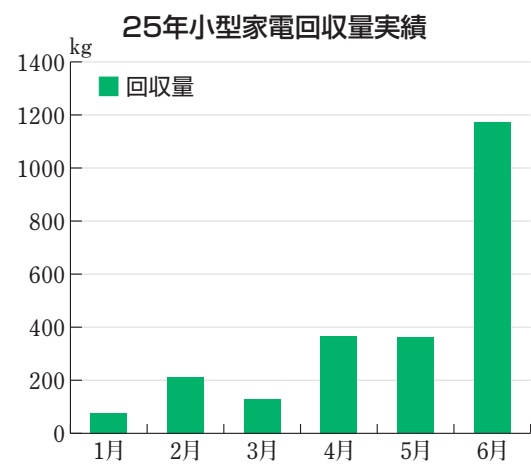
このほか、市では生ごみ減量化処理機器の購入に際し、助成金を交付しています。さらに、より簡単な方法としてダンボールコンポストの配布も行っています。ダンボールコンポストは、ダンボール箱に微生物が含まれた土を入れ、毎日生ごみを投入・かくはんしていただくものです。多少手間はかかりますが、3カ月ほど生ごみを投入しても、重量にして総投入量の2割弱の生成物しか残りません。残った生成物は堆肥として利用することができます。

EM菌によるEMパケツや竹チップを使っての堆肥化も行っています。ごみ対策課では、庁舎近隣にお住まいの皆さんの協力を得て、生ごみの堆肥化実験を行い、作成した堆肥を使って種や苗から花や野菜ができることを確認し、生ごみの堆肥で懸念される塩分に関する問題についても検証しています。出張講習会なども実施していますので、同課☎473・2117へご連絡ください。

### 2 小型家電の回収を強化します

6月8日・9日に行われた「環境フェスティバル」では、約860kg(約430点)の小型家電を皆さんにお持ちいただきました。ご協力ありがとうございました。

使用済み小型電子機器などは、不燃ごみとして排出せずに「小型家電回収ボックス」に排出していただくことで、再資源化することができます。市では、より便利に利用いただけるように、「小型家電回収ボックス」の増設に向けて準備を進めています。資源の有効活用とごみの減量を進めるため、小型家電の分別排出にご協力をお願いします。

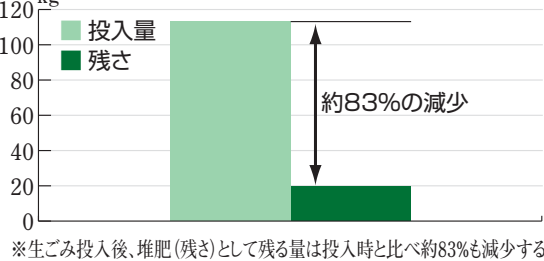


※6月は環境フェスティバルによる回収も含んでいます。



増設に向けて準備を進めています

### ダンボールコンポストの投入量と残さ



※生ごみ投入後、堆肥(残さ)として残る量は投入時と比べ約83%も減少する。



微生物が含まれた土が入っています

### 古紙持ち去り対策『GPS追跡調査』

9月1日(日)から、清瀬市・西東京市と合同で実施

市では、集積所の古紙などの資源物を市の委託業者ではない第三者が持ち去ることを防止するため、早朝パトロールを実施していますが、それでも持ち去られるケースが発生しています。持ち去り行為は、市民の皆さんが資源物として分別排出し、ごみの減量化・資源化に取り組んでいることを踏みにじる悪質な行為です。

持ち去り行為の防止対策の一つの地域で実施しても、近隣に場所を移し同様の行為を行う可能性があります。

市では、9月1日(日)から、清瀬市・西東京市と合同で、持ち去りの現状や流通経路を把握するため、業界団体と連携してGPS(全地球測位システム)追跡調査を実施します。持ち去り行為を見つけたら、危険を伴う場合がありますので、注意するのではなく、日時・車種・ナンバーなどを控えて、ごみ対策課☎473・2117へご連絡ください。

今号は4面です。「ハロー! 来芽ちゃん」は休載します

#### 《今号の主な内容》

- ・都の心身障害者医療費助成制度「受給者証」を更新します
- ・お日さまサンサンフェスティバルを開催します
- ・防災行政無線を用いた「緊急情報の伝達訓練」を実施します

4面 3面 2面